

## コナ地区で栽培したコナコーヒーを販売していたら、 集団訴訟和解金を受け取れるかもしれません

*連邦裁判所がこの通知を承認しました。弁護士からの勧誘ではありません。*

- (以下アルファベット順) Boyer's Coffee という商号を使って営業する BCC Assets LLC(以下「BCC」という)、Cameron's Coffee および Distribution Company(以下「Cameron」という)、Copper Moon Coffee, LLC(以下「Copper Moon」という)、Cost Plus Inc. (以下「Cost Plus」という)、および Maui Coffee Company という商業を使って営業する Pacific Coffee, Inc.(以下「MCC」という)(以下、総称して「和解に応じる被告ら」という)との間で、集団訴訟における和解案に達しました。また、小売業者も和解に応じる被告らの製品を販売した範囲において、和解に応じる被告らに含まれます。この訴訟は、コナ地域をコーヒーの原産地と不正表示したことに關するものです。和解に応じる被告らは、原告らの主張を否定しているにもかかわらず、訴訟継続の時間と費用を回避するため、集団訴訟の和解に合意しました。
- この訴訟には、他にも複数の被告が関与していますが、当該和解案には関与していません。訴訟は、問題となっている製品を取り扱っている限り、これら被告に対して継続されます。
- コナ地区でコナコーヒーを栽培し、2015年2月27日から2021年2月17日の間にそのコナコーヒーを販売していたら、各和解案の集団メンバーとなります。集団の定義は、以下の質問3で詳述します。
- 裁判所により承認されたら、和解集団メンバー間で7,005,750ドルの和解金総額が配分されますが、和解集団メンバーが報告した販売数量によって計算した案分ベースで、裁判所が認めた弁護士料と費用、およびコナ地域の利益のための任意拠出金を差し引いたものになります。和解に応じる被告らはまた、「コナ」または「コナブレンド」とラベル表示されたコーヒー製品のラベルを修正します。

<b>あなたの権利と選択の概要</b>	
<b>請求書の提出</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 質問 5 に記載のとおり、和解案から金銭を受け取るための有効な請求を提出する。</li> <li>• 和解案に拘束される。</li> <li>• 本訴訟における請求について和解に応じる被告らを訴える、または訴えを継続する権利を放棄する。</li> </ul> <p><b>期日: <u>未定</u></b></p>
<b>和解案からの除外 (「オプトアウト」)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 質問 7 および 8 に記載のとおり、和解集団から脱却する。</li> <li>• 支払いを受け取らない。</li> <li>• 本訴訟における請求について和解に応じる被告らを訴えるまたは継続して訴える権利を維持する。</li> </ul> <p><b>期日: <u>2021 年 5 月 5 日までの消印</u></b></p>
<b>和解案に対する異議申立またはコメント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 質問 13 に記載のとおり、和解案を気に入らない理由について、文書にして裁判所に提出する。</li> </ul> <p><b>期日: <u>2021 年 5 月 5 日までの消印</u></b></p>
<b>最終審理で発言する</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出頭通告を提出すると、2021 年 6 月 18 日の最終審理で和解案について裁判所で発言できます。</li> </ul> <p><b>期日: <u>2021 年 5 月 5 日までの消印</u></b></p>
<b>何もしない</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支払いを受け取らない。</li> <li>• 和解案に拘束される。</li> <li>• 本訴訟における請求について和解に応じる被告らを訴える、または訴えを継続する権利を放棄する。</li> </ul>

ご質問等については 1-833-667-1227 までお電話いただくか、  
[WWW.KONACOFFEESETTLEMENT.COM](http://WWW.KONACOFFEESETTLEMENT.COM) をご覧ください

## この通知の内容

1. 通知を受け取った理由は？ .....	4
2. 本訴訟の内容は？ .....	4
3. 和解集団に含まれているか否かを知るには？ .....	4
4. それでも和解集団に含まれているかどうか確信がもてない。 .....	5
5. 和解案の内容は？ .....	5
6. 和解集団メンバーに留まるにはどうしたらいいか？ .....	5
7. 和解集団から脱退できるか？ .....	5
8. 和解案から脱却するには？ .....	6
9. 訴訟における個人の利益を代表する弁護士団をもてるか？ .....	6
10. 弁護士への支払方法は？ .....	6
11. 独自の弁護士を雇うべきか？ .....	7
12. 集団代表者は誰か？ どのような報酬が支払われるのか？ .....	7
13. 和解案に異議申立やコメントをできるか？ .....	7
14. 和解案に関する審理は開催されるか？ .....	8
15. 当該審理に出席する必要があるか？ .....	8
16. 審理で発言できるか？ .....	8
17. 和解案に関する詳しい情報の入手方法は？ .....	8

ご質問等については 1-833-667-1227 までお電話いただくか、  
WWW.KONACOFFEESETTLEMENT.COM をご覧ください

## 1. 通知を受け取った理由は？

記録によると、あなたはコナ地区でコナコーヒーを栽培してから、2015年2月27日から2021年2月17日の間に販売しています。詳細については、以下の質問3を参照してください。

裁判所は、*Corker 他 対 Costco Wholesale Corp. 他* No. 1:19-cv-00290、ワシントン州西部地区連邦地方裁判所における集団訴訟の和解案についてお知らせするために本通知を送付しました。本通知では、和解案の条件、和解集団メンバーは誰か、いかなる和解案においても和解集団メンバーとして留まるあなたの権利、和解金の支払い方法、和解案に対するコメントまたは異議申立の方法、和解案の和解集団から脱却する方法を概説します。

本集団訴訟は、ワシントン州西部地区連邦地方裁判所の Lasnik 判事が監督しています。

訴訟を提起した者は「原告ら」であり、訴えられた当事者は「被告ら」となります。上述のとおり、本訴訟には、本通知が発行された時点では原告らと和解に至らなかった他の被告らも存在しました。和解に応じる被告らの定義に含まれていない被告らは、和解案に含まれていません。

## 2. 本訴訟の内容は？

原告らは、和解に応じる被告らが、連邦ランハム法に違反して、コーヒーを虚偽にコナ地域産であるとして虚偽に宣伝したと主張しています。原告らは、ランハム法に基づき認められる金銭的損害賠償およびその他の救済を求めます。

和解に応じる被告らは、原告らの請求する責任および損害賠償を否定しているにもかかわらず、訴訟継続の時間と費用を回避するため、集団訴訟の和解に合意しました。

本訴訟の詳細な説明は、[www.KonaCoffeeSettlement.com](http://www.KonaCoffeeSettlement.com) でご覧になるか、ワシントン州西部地区連邦地方裁判所が管理する訴訟のファイルでもご覧になれます。または以下の質問17を参照してください。加えて、本訴訟に関するご質問等は、本通知の質問13に記載されている集団訴訟弁護士の住所宛に書面で提出することができます。

裁判所は、原告らにも和解に応じる被告らのどちらにも有利な判決を下していません。代わりに、本訴訟が審理に進行する前に、双方が和解案に合意しました。原告らとその弁護士は、和解案は、提案された和解集団メンバー全員にとって最善であると考えています。

## 3. 和解集団に含まれているか否かを知るには？

和解集団には、2015年2月27日から2021年2月17日の間に、コナ地区でコナコーヒーを栽培してから販売したすべての個人および事業体が含まれます。

和解集団から除外されるのは、和解に応じる被告ら、本訴訟が割り当てられた裁判官、およびそれらの近親者や職員です。

あなたが和解集団メンバーで、裁判官がこれらの訴訟において和解案を承認したら、あなたは裁判所のすべての命令および判決、ならびに訴訟における和解集団請求の裁判所の最終解決に拘束されます。和解案にコメントするか異議を申し立てる権利については、質問13を参照してください。

ご質問等については 1-833-667-1227 までお電話いただくか、  
[WWW.KONACOFFEESETTLEMENT.COM](http://WWW.KONACOFFEESETTLEMENT.COM) をご覧ください

#### 4. それでも和解集団に含まれているかどうか確信がもてない。

和解集団に含まれているかどうかまだ確信がもてない場合は、www.KonaCoffeeSettlement.com でご覧になるか、info@KonaCoffeeSettlement.com まで E メールで連絡いただくか、1-833-667-1227(フリーダイヤル)までお電話ください。また、集団訴訟弁護士に連絡することもできます(質問9を参照)。

**裁判所には連絡しないでください。**

#### 5. 和解案の内容は？

和解案では、和解集団メンバーに金銭を提供し、和解に応じる被告らに「コナ」または「コナブレンド」とラベル表示されたコーヒー製品のラベルを修正するように求めています。

和解案に基づき、和解に応じる被告らは合計 \$ 7,005,750 の支払いを行います。BCC は \$1,125,000 の支払いを行います。Cameron は \$ 4,900,000 の支払いを行います。Copper Moon は \$ 360,000 の支払いを行います。Cost Plus は \$ 200,000 の支払いを行います。MCC は \$420,750 の支払いを行います。和解額は、和解集団メンバーに配分されますが、和解集団メンバーが報告した販売数量によって計算した案分ベースで、裁判所が認めた弁護士料と費用、およびコナ地域の利益のための任意拠出金を差し引いたものになります。

現時点では何もする必要はありません。ただし、**和解案の支払いを受けるには、後日、請求書を提出する必要があります。**支払いに関する請求書の提出期限が決まり次第、通知を送付いたします。和解ウェブサイト(www.KonaCoffeeSettlement.com)で最新情報をご確認ください。

集団が受け取る利益と引き換えに、和解に応じる被告らおよび小売業者である被告らは、和解に応じる被告らの製品を販売した範囲において、「コナ」という用語を使用するコーヒー製品のラベル表示に関する請求を含め、本訴訟で主張される和解集団メンバーによる請求から解放されます。

#### 6. 和解集団メンバーに留まるにはどうしたらいいか？

和解集団メンバーとして留まることを希望する場合、何もする必要はありません。ただし、和解案で支払いを受け取ることを希望する場合は、後日請求書を提出する必要があります。提出期限は後日決まります(上記の質問5を参照)。集団訴訟弁護士は、あなたの和解集団メンバーとしての利益を代理します。あなたは自分の弁護士を雇う権利を有しますが、そうする必要はありません。

#### 7. 和解集団から脱退できるか？

和解案のいずれかすべてにおいて和解集団に所属したくない場合、当該請求について和解に応じる被告ら(1つ以上)に対し、自ら訴訟を起こす権利を維持したい場合、和解集団から脱却するための措置を取る必要があります。これは、和解集団からの除外または和解集団からの「オプトアウト」と呼ばれます。ご自身を除外することにより、あなたは自身の訴訟を起こす権利を保持します。和解集団から脱却すると、和解案からいかなる利益も受け取れません。

ご質問等については 1-833-667-1227 までお電話いただくか、  
WWW.KONACOFFEESETTLEMENT.COM をご覧ください

## 8. 和解案から脱却するには？

和解集団から脱却(以下「オプトアウト」という)するには、以下のすべてを含む書簡にご自身が個人的に署名して送付する必要があります。

- a) あなたの氏名、住所、電話番号
- b) 民事訴訟番号:2:19-cv-000290、および
- c) 和解集団からオプトアウトする意向の表明

オプトアウト申請のレターは、**2021年5月5日までの消印**で、第1種郵便、郵便料金前払いで、以下の宛先に郵送する必要があります。

Kona Coffee Farmers Settlement Administrator  
c/o JND Legal Administration  
P.O. Box 91232  
Seattle, WA 98111

あなたは、特定の和解に応じる被告(複数の場合あり)との和解案のいずれかからオプトアウトすることができますが、和解の一部のみまたは和解集団から自らをオプトアウトすることはできません。和解に応じる被告それぞれについては、和解集団メンバーに留まるか、和解全体からオプトアウトする必要があります。また、電話やEメールによるオプトアウトはできません。

## 9. 訴訟における個人の利益を代表する弁護士団をもてるか？

裁判所は、和解集団を代表するために以下の法律事務所を任命しています。

Paul Richard Brown Nathan T. Paine Karr Tuttle Campbell 701 5th Ave, Suite 3300 Seattle, WA 98104	Jason L. Lichtman Daniel E. Seltz Lieff, Cabraser, Heimann & Bernstein, LLP 250 Hudson St., 8 <sup>th</sup> Floor New York, NY 10013	Andrew R. Kaufman Lieff, Cabraser, Heimann & Bernstein LLP 222 2 <sup>nd</sup> Ave South, Suite 1640 Nashville, TN 37201
---	---	---

これらの弁護士は「集団訴訟弁護士」と呼ばれます。集団訴訟弁護士に直接支払う必要はありません。独自の弁護士に依頼し、その弁護士を法廷に招く場合は、自己負担で雇うことができます。

## 10. 弁護士への支払方法は？

集団訴訟弁護士は、裁判所に対し、訴訟費用の現在までの部分的な弁済金(総額\$600,000)を裁定し、集団訴訟代表者へのインセンティブ支払い、および弁護士報酬(\$3,000,000を超えない金額、または和解金の経済的価値総額の25%のいずれか低い方)を集団訴訟弁護士に承認するよう要請します。裁判所は、自らの裁量により、和解集団メンバーにさらなる通知を行うことなく、これらの要請された金額以下を裁定することができます。裁判所が裁定する弁護士費用、経費、およびインセンティブの支払いは、和解基金から支払われます。繰り返しになりますが、あなたが独自の弁護士を雇うことを選択したら、弁護士料と経費は自己負担となります。

ご質問等については 1-833-667-1227 までお電話いただくか、  
[WWW.KONACOFFEESETTLEMENT.COM](http://WWW.KONACOFFEESETTLEMENT.COM) をご覧ください

## 11. 独自の弁護士を雇うべきか？

独自の弁護士を雇う必要はありませんが、雇うこともできます。独自の弁護士があなたの代理で発言すること、または裁判所へ出頭することを希望する場合、あなたまたはあなたの弁護士は出頭通告を提出しなければなりません。質問 16 では、出頭通告の提出方法について説明します。訴訟に出廷する弁護士を雇う場合、その弁護士への報酬は自己負担となります。

また、和解案に対する税務上の影響についても、ご自身の税務顧問に相談する必要があります。これには、和解案に関してあなたが負う可能性のある税務報告義務が含まれますが、これに限定されません。

## 12. 集団代表者は誰か？ どのような報酬が支払われるのか？

和解案が承認されたら、原告らである Bruce Corker (Randho Aloha という商号で営業)、Colehour Bondera および Melanie Bondera (Kanalani Ohana Farm という商号で営業)、ならびに Robert Smith および Cecelia Smith (Smithfarms という商号で営業) を集団代表者として裁判所は任命します。集団代表者は、すべての和解集団メンバーに代わり集団訴訟弁護士と協力し、和解集団メンバーの見解を集団訴訟弁護士と裁判所に提示します。集団代表者は、裁判所により承認されたら、農場 1 つにつき \$20,000 を超えないインセンティブ支払裁定を受ける権利を与えられています。

## 13. 和解案に異議申立やコメントをできるか？

あなたが、要請された弁護士料を含む、和解案に関する何らかの側面についてコメントがある場合、またはこれに同意できない場合、和解案に対する書面による回答を通じて、裁判所にあなたの見解を表明することができます。オプトアウトをしていない和解集団メンバーのみが、異議申立またはコメントを提示することができます。書面によるコメントまたは異議には、あなたの氏名、住所、電話番号を含める必要があります。異議申立にはまた、(a) 書面の異議申立書、(b) 異議申立の書面による根拠または理由、(c) 異議申立を裏付ける書類、概要書、またはその他の文書の写し、および (d) 民事訴訟番号: 2:19-cv-000290 に関連する旨の記述が含まれていなければなりません。文書には、裁判所の審査を確実にを行うために署名を付す必要があります。裁判所により検討されるには、コメントまたは異議は 2021 年 5 月 5 日までの消印を付し、以下の宛先に郵送する必要があります。

Clerk of the Court  
United States District Court, Western District of Washington  
700 Stewart Street, Suite 2310  
Seattle, WA 98101

また、コメントまたは異議申立は、以下の弁護士にも郵送する必要があります。

Class Counsel  
Jason L. Lichtman  
Daniel E. Seltz  
Lieff, Cabraser, Heimann & Bernstein, LLP  
250 Hudson St., 8<sup>th</sup> Floor  
New York, NY 10013

ご質問等については 1-833-667-1227 までお電話いただくか、  
[WWW.KONACOFFEESETTLEMENT.COM](http://WWW.KONACOFFEESETTLEMENT.COM) をご覧ください

#### 14. 和解案に関する審理は開催されるか？

裁判所は 2021 年 6 月 18 日に最終承認審理を開催し、和解案が公正、合理的、適切であるかどうかを検討します。当該審理は 2021 年 6 月 18 日午後 1 時 30 分(太平洋時間)に実施されます。訴訟手続きへのリンクは、そのリンクが利用可能になり次第、和解ウェブサイトに掲載されます。当該審理において、裁判所は、和解案を承認するかどうか、弁護士料および経費の申立を決定します。コメントまたは異議が受領されていたら、裁判所はこの時点でそれらを検討します。

注： 当該審理は、追加の通知なしに別の日付に延期される場合があります。和解グループメンバーは、和解ウェブサイト(www.KonaCoffeeSettlement.com)で日付が変更されていないかどうかを確認する必要があります。

#### 15. 当該審理に出席する必要があるか？

文書による異議やコメントを適切に送付した場合でも、出席する必要はありません。集団訴訟弁護士は、異議申立またはコメントに関するものを含め、裁判所の質問に答える用意をします。あなたまたはあなたの弁護士が審理への出席を希望する場合、自費で出席することができます。ただし、出席する必要はありません。あなたが和解案に対して異議を申し立てた場合、または和解案に関するコメントをした場合、その異議またはコメントが期限前に消印が押されている限り、裁判所は、あなたまたはあなたの代理人が審理に出席するかどうかにかかわらず、それを検討します。

#### 16. 審理で発言できるか？

最終承認審理で発言したい、または弁護士に発言してもらいたい場合、裁判所に「出頭通告」と呼ばれる書類を提出する必要があります。出頭通告は、*Corker, et al. v. Costco Wholesale Corp., et al.*, No. 2:19-cv-00290, United States District Court for the Western District of Washington (Corker 他. 対 Costco Wholesale Corp. 他, No. 2:19-cv-00290、ワシントン州西部地区連邦地方裁判所)を参照し、あなたまたはあなたの弁護士が最終承認審理において出頭することを希望する旨を記載しなければなりません。また、あなたの氏名、住所、電話番号、署名も記載する必要があります。「出頭通告」は、2021 年 5 月 5 日までの消印がなければなりません。提案された和解グループからの除外(「オプトアウト」)を要請した場合、審理で発言することはできません。

出頭通告は、上記の質問 13 に基づき提供される住所で裁判所に提出されなければならず、上記の質問 13 に記載された弁護士にも郵送されなければなりません。

#### 17. 和解案に関する詳しい情報の入手方法は？

本通知は、和解案、および和解グループメンバーとしてのあなたの権利およびオプションを要約するものです。詳細については、www.KonaCoffeeSettlement.com をご覧いただくか、1-833-667-1227 にお電話いただくか、以下の住所まで郵便でご連絡ください。

Kona Coffee Farmers Settlement Administrator  
c/o JND Legal Administration  
P.O. Box 91232  
Seattle, WA 98111

ご質問等については 1-833-667-1227 までお電話いただくか、  
WWW.KONACOFFEESETTLEMENT.COM をご覧ください



和解集団に含まれているかどうか、または和解集団メンバーとしての権利とオプションについてのご質問等は、集団訴訟代理人に連絡することができます(質問 9 を参照)。

和解契約および本訴訟に関するその他の文書を含むすべての裁判所記録は、以下で直接調べることができ、コピーを取ることができます : United States District of Washington, United States Courthouse, 700 Stewart Street, Suite 2310, Seattle, WA 98101。

**裁判所、裁判所書記官、  
または和解に応じる被告らに電話をしないようにしてください。**

ご質問等については 1-833-667-1227 までお電話いただくか、  
[WWW.KONACOFFEESSETTLEMENT.COM](http://WWW.KONACOFFEESSETTLEMENT.COM) をご覧ください